

貸借対照表

(2024年 3月 31日現在)

(単位：円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	16,026,796,277	流 動 負 債	7,651,611,013
現金及び預金	1,142,758,650	買掛金	3,143,947,895
受取手形	15,500,000	短期借入金	1,000,000,000
売掛金	8,306,016,628	リース債務	1,379,239,651
契約資産	837,843,600	未払金	321,558,673
商 品	162,331,927	未払法人税等	522,524,300
貯 蔵 品	104,639,923	未払消費税	400,356,200
未成工事支出金	1,023,889,534	未払費用	792,648,343
前払費用	1,041,976,321	前受金	53,991,596
未収入金	700,789,341	預り金	36,733,702
リース投資資産	2,688,712,221	その他流動負債	610,653
その他流動資産	2,338,132		
固 定 資 産	4,565,595,231	固 定 負 債	2,279,519,419
有形固定資産	661,227,726	リース債務	2,279,519,419
建 物	32,884,566		
工具器具備品	17,922,820		
リース資産	604,770,720	負 債 合 計	9,931,130,432
建設仮勘定	5,649,620		
無形固定資産	355,344,298	(純 資 産 の 部)	
電話加入権	5,026,350	株 主 資 本	10,602,860,740
ソフトウェア	303,217,847	資 本 金	100,000,000
リース資産	5,565,390	利 益 剰 余 金	10,502,860,740
ソフトウェア仮勘定	41,534,711	利 益 準 備 金	25,000,000
		その他利益剰余金	10,477,860,740
投資その他の資産	3,549,023,207	別 途 積 立 金	2,675,744,467
関係会社株式	1,611,713,760	繰越利益剰余金	7,802,116,273
投資有価証券	146,017,000	(うち当期純利益)	(1,851,139,757)
長期前払費用	557,107,968	評 価 ・ 換 算 差 額 等	58,400,336
前払年金費用	314,268,987	その他有価証券評価差額金	58,400,336
繰延税金資産	325,734,850		
その他長期投資	603,780,642	純 資 産 合 計	10,661,261,076
貸倒引当金	△ 9,600,000		
資 産 合 計	20,592,391,508	負 債 及 び 純 資 産 合 計	20,592,391,508

個別注記表

1 重要な会計方針

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

ア 時価のあるもの

決算末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理している）

イ 時価のないもの

移動平均法による原価法

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

個別法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

（リース資産を除く）

法人税法の規定による定額法

無形固定資産

（リース資産を除く）

法人税法の規定による定額法

ただし、販売目的用のソフトウェア及び自社利用目的のソフトウェアの一部については、見込販売収益に基づく償却額と、残存有効期間に基づく均等償却額を比較し、いずれか大きい金額を計上している。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用している。

なお、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるものの以外のファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が企業会計基準13号「リース取引に関する会計基準」の適用初年度開始前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権は貸倒実績率、破産更生債権等特定の債権は個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上している。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上している。

(4) 収益及び費用の計上基準

受注制作のソフトウェア及び工事契約に係る収益は、財又はサービスに対する支配が顧客に一定の期間にわたり移転する場合、一定の金額を超える件名に関しては、財又はサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識している。履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各報告期間の末日までに発生した原価が、予想される原価の合計に占める割合に基づいて行っている。それ以外は、引渡時点で収益を認識している。

(5) その他の計算書類の作成のための基本となる重要事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっている。